

緊急立木伐採届出書記入例

19 規則第 66 条第 1 項の届出書の様式

保安林（保安施設地区）内緊急立木伐採届出書

平成〇年〇月〇日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所 浜田市片庭町 1 2 3 4
申請者 氏名 片庭土木有限会社
代表取締役 片庭業一 印

次の森林（土地）において次のように立木を伐採（立竹を伐採、立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更）したので、森林法第 34 条第 9 項（第 44 条において準用する同法第 34 条第 9 項）の規定により届け出ます。

森林（土地）の所在場所	浜田市片庭町 4 3 2 1 ※ 1
保安林（保安施設地区）の指定の目的	水源のかん養 ※ 2
理 由	平成〇年〇月〇日の台風 3 0 号による強風によって社屋裏山が被害を受け、一部が根元から傾きました。このまま放置すれば次の強風時に倒木の恐れもあるため伐採しました。 ※ 3
行 為 の 日 時	平成〇年〇月〇日 ※ 4
行 為 の 方 法	皆伐 ザツ 2 0 ~ 6 0 年 伐採面積 0.0060 m ² 伐採材積 10 m ³
備 考	

注意事項

- 1 届出書は、伐採その他の行為についての箇所ごとに作成すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 理由欄には、非常災害の発生日、緊急に伐採その他の行為を必要とした理由その他必要な事項を記載すること。
- 4 行為の方法欄には、規則第 61 条の申請書の様式の注意事項 2 及び 3 により記載すること。
立木の伐採については、伐採の方法、伐採した立木の樹種、年齢及び面積又は立木材積を記載すること。

- ※ 1 地番や林小班が複数ある場合はすべて記入してください。
- ※ 2 指定目的は保安林の種類によって変わります。
- ※ 3 分かりやすく具体的に記載してください。
- ※ 4 緊急に必要なが生じれば保安林であっても事後報告で行為は可能です。